

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件 新旧対照表

○ 都道府県知事の承認に係る医薬部外品（平成六年厚生省告示第百九十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一（二）（略）</p> <p>三 染毛剤（頭髮の染毛、脱染又は脱色を目的として製造された外用剤（頭髮を単に物理的に染色するものを除く。））</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 有効成分の配合割合</p> <p>有効成分の配合割合は、次に定めるところとする。</p> <p>(1) 酸化染毛剤（染毛を目的とするものであって、酸化染料を用いるものをいう。以下同じ。）の場合</p> <p>(イ) 三剤型の場合</p> <p>第一剤には、別表第三のⅠのC項に掲げる有効成分を配合しない場合は、同表のⅠのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ、Ⅲ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。</p> <p>第一剤には、別表第三のⅠのC項に掲げる有効成分を配合する場合は、別表第三の二のⅠのA項からN項までに掲げる有効成分の組合せのいずれかを配合するとともに、別表第三の二のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、別表第三のⅡ、Ⅲ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。</p> <p>第二剤には、別表第三のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ、Ⅲ又はⅤに掲げる有効成分を配合して</p>	<p>一（二）（略）</p> <p>三 染毛剤（頭髮の染毛、脱染又は脱色を目的として製造された外用剤（頭髮を単に物理的に染色するものを除く。））</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 有効成分の配合割合</p> <p>有効成分の配合割合は、次に定めるところとする。</p> <p>(1) 酸化染毛剤（染毛を目的とするものであって、酸化染料を用いるものをいう。以下同じ。）の場合</p> <p>(イ) 三剤型の場合</p> <p>第一剤には、別表第三のⅠのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ、Ⅲ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。</p> <p>第二剤には、別表第三のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ、Ⅲ及びⅤに掲げる有効成分を配合して</p>

いないこと。

第三剤には、別表第三のⅠ、Ⅱ、Ⅲ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(ロ) 二剤型の場合

第一剤には、別表第三のⅠのC項に掲げる有効成分を配合しない場合は、同表のⅠのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅢ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第一剤には、別表第三のⅠのC項に掲げる有効成分を配合する場合は、別表第三のⅡのⅠのA項からN項までに掲げる有効成分の組合せのいずれかを配合するとともに、別表第三のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、別表第三のⅢ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第三のⅠ、Ⅲ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(ハ) 一剤型の場合

別表第三のⅠのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅢ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(2) 非酸化染毛剤（染毛を目的とするものであって、酸化染毛剤以外のものをいう。以下同じ。）の場合

(イ) 二剤型の場合

第一剤には、別表第三のⅠ、Ⅱ、Ⅳ又はⅤのA項に掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第三のⅤのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はⅤのC項に掲げる有効成分を配合していないこと。

(ロ) (略)

いないこと。

第三剤には、別表第三のⅠからⅢまで及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(ロ) 二剤型の場合

第一剤には、別表第三のⅠのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅢ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第三のⅠ、Ⅲ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(ハ) 一剤型の場合

別表第三のⅠのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅢ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(2) 非酸化染毛剤（染毛を目的とするものであって、酸化染毛剤以外のものをいう。以下同じ。）の場合

(イ) 二剤型の場合

第一剤には、別表第三のⅠ、Ⅱ、Ⅳ及びⅤのA項に掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第三のⅤのA項に掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠからⅣまで及びⅤのC項に掲げる有効成分を配合していないこと。

(ロ) (略)

(3) 脱色剤・脱染剤（脱色又は脱染を目的とするものをいう。以下同じ。）の場合

(イ) 三剤型の場合

第一剤には、別表第三のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ、Ⅱ、Ⅳ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第三のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ、Ⅲ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第三剤には、別表第三のⅣに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ、Ⅱ、Ⅲ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(ロ) 二剤型の場合

第一剤には、別表第三のⅡ、Ⅲ又はⅣに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第三のⅡ、Ⅲ又はⅣに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(ハ) 一剤型の場合

別表第三のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ又はⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

ハ 有効成分の分量

(1) 別表第三及び別表第三の二の中欄に掲げる有効成分のうち、同表で使用時濃度の上限が定められているものの分量は、当該有効成分ごとに使用時濃度に換算した数値が同表の下欄に掲げる使用時濃度上限を超えてはならない。

(2) 別表第三のⅠのA項又はC項に掲げる有効成分を二種以上

(3) 脱色・脱染剤（脱色又は脱染を目的とするものをいう。以下同じ。）の場合

(イ) 三剤型の場合

第一剤には、別表第三のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ、Ⅱ、Ⅳ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第三のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ、Ⅲ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第三剤には、別表第三のⅣに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠからⅢまで及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(ロ) 二剤型の場合

第一剤には、別表第三のⅡ、Ⅲ又はⅣに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第三のⅡ、Ⅲ又はⅣに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

(ハ) 一剤型の場合

別表第三のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅤに掲げる有効成分を配合していないこと。

ハ 有効成分の分量

(1) 別表第三の中欄に掲げる有効成分のうち、同表で使用時濃度の上限が定められているものの分量は、当該有効成分ごとに使用時濃度に換算した数値が同表の下欄に掲げる範囲とする。

(2) 別表第三のⅠのA項に掲げる有効成分を二種以上配合する

配合する場合は、当該有効成分ごとの使用時濃度の合計が五・〇パーセント以下とする。

(3) (略)

ニ、ホ (略)

四 パーマネント・ウェーブ用剤（毛髪にウェーブを持たせ、保つこと又は毛髪のくせ毛、ちぢれ毛若しくはウェーブ毛髪を伸ばし、保つことを目的として製造された頭髪用の外用剤）

イ (略)

ロ 有効成分の配合割合

有効成分の配合割合は、次に定めるところとする。

(1) チオグリコール酸系コールド二浴式パーマネント・ウェーブ用剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型のパーマネント・ウェーブ用剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、室温で用いられるものをいう。以下同じ。）又はチオグリコール酸系加温二浴式パーマネント・ウェーブ用剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型のパーマネント・ウェーブ用剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、加温して用いられるものをいう。）の場合

第一剤には、別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ又はⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ又はⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

(2) チオグリコール酸系コールド一浴式パーマネント・ウェーブ

場合は、当該有効成分ごとの使用時濃度の合計が五・〇パーセント以下とする。

(3) (略)

ニ、ホ (略)

四 パーマネント・ウェーブ用剤（毛髪にウェーブを持たせ、保つこと又は毛髪のくせ毛、ちぢれ毛若しくはウェーブ毛髪を伸ばし、保つことを目的として製造された頭髪用の外用剤）

イ (略)

ロ 有効成分の配合割合

有効成分の配合割合は、次に定めるところとする。

(1) チオグリコール酸系コールド二浴式パーマネント・ウェーブ用剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型のパーマネント・ウェーブ用剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、室温で用いられるものをいう。以下同じ。）又はチオグリコール酸系加温二浴式パーマネント・ウェーブ用剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型のパーマネント・ウェーブ用剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、加温して用いられるものをいう。）の場合

第一剤には、別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ及びⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

(2) チオグリコール酸系コールド一浴式パーマネント・ウェーブ

ブ用剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする一剤型のパーマネント・ウエーブ用剤であつて、室温で用いられるものをいう。）の場合

別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ又はⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

- (3) チオグリコール酸系第一剤用時調製発熱二浴式パーマネント・ウエーブ用剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型のパーマネント・ウエーブ用剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする(1)及び過酸化水素を主成分とする(2)からなる第一剤並びに酸化剤を含有する第二剤からなり、使用時に第一剤の(1)及び(2)を混合し、発熱させて用いられるものをいう。）の場合

第一剤の(1)には、別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ又はⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第一剤の(2)には、別表第四のⅢのA項に掲げる有効成分を配合し、同表のⅠ、Ⅱ又はⅢのB項に掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ又はⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

- (4) システイン系コールド二浴式パーマネント・ウエーブ用剤（システイン、その塩類又はアセチルシステインを有効成分とする二剤型のパーマネント・ウエーブ用剤であつて、システイン、その塩類又はアセチルシステインを主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、室温で用いられるものをいう。）又はシステイン系加温二浴式パーマネント・ウエーブ用剤（システイン、その塩類又はアセチルシステ

ブ用剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする一剤型のパーマネント・ウエーブ用剤であつて、室温で用いられるものをいう。）の場合

別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ及びⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

- (3) チオグリコール酸系第一剤用時調製発熱二浴式パーマネント・ウエーブ用剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型のパーマネント・ウエーブ用剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする(1)及び過酸化水素を主成分とする(2)からなる第一剤並びに酸化剤を含有する第二剤からなり、使用時に第一剤の(1)及び(2)を混合し、発熱させて用いられるものをいう。）の場合

第一剤の(1)には、別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ及びⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第一剤の(2)には、別表第四のⅢのA項に掲げる有効成分を配合し、同表のⅠ、Ⅱ及びⅢのB項に掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

- (4) システイン系コールド二浴式パーマネント・ウエーブ用剤（システイン、その塩類又はアセチルシステインを有効成分とする二剤型のパーマネント・ウエーブ用剤であつて、システイン、その塩類又はアセチルシステインを主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、室温で用いられるものをいう。）又はシステイン系加温二浴式パーマネント・ウエーブ用剤（システイン、その塩類又はアセチルシステ

インを有効成分とする二剤型のパーマネント・ウェーブ用剤であつて、システイン、その塩類又はアセチルシステインを主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、加温して用いられるものをいう。の場合

第一剤には、別表第四のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ又はⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ又はⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

- (5) チオグリコール酸系コールド二浴式縮毛矯正剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型の縮毛矯正剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、室温で用いられるものをいう。以下同じ。）又はチオグリコール酸系加温二浴式縮毛矯正剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型の縮毛矯正剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、加温して用いられるものをいう。）の場合

第一剤には、別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ又はⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ又はⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

- (6) チオグリコール酸系高温整髪用アイロンを使用するコールド二浴式縮毛矯正剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする高温整髪用アイロンを使用する二剤型の縮毛矯正

インを有効成分とする二剤型のパーマネント・ウェーブ用剤であつて、システイン、その塩類又はアセチルシステインを主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、加温して用いられるものをいう。の場合

第一剤には、別表第四のⅡに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

- (5) チオグリコール酸系コールド二浴式縮毛矯正剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型の縮毛矯正剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、室温で用いられるものをいう。以下同じ。）又はチオグリコール酸系加温二浴式縮毛矯正剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする二剤型の縮毛矯正剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、加温して用いられるものをいう。）の場合

第一剤には、別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ及びⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。

第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ及びⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

（新設）

剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、室温で用いられるものをいう。以下同じ。）又はチオグリコール酸系高温整髪用アイロンを使用する加温二浴式縮毛矯正剤（チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする高温整髪用アイロンを使用する二剤型の縮毛矯正剤であつて、チオグリコール酸又はその塩類を主成分とする第一剤及び酸化剤を含有する第二剤からなり、加温して用いられるものをいう。）の場合

第一剤には、別表第四のⅠに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅡ又はⅢに掲げる有効成分を配合していないこと。
第二剤には、別表第四のⅢに掲げる有効成分を一種以上配合し、同表のⅠ又はⅡに掲げる有効成分を配合していないこと。

ハ 有効成分の分量

(1) (略)

(2) チオグリコール酸系コールド二浴式パーマメント・ウェーブ用剤、チオグリコール酸系コールド二浴式縮毛矯正剤又はチオグリコール酸系高温整髪用アイロンを使用するコールド二浴式縮毛矯正剤の第一剤において、別表第四のⅠに掲げる有効成分の配合量の合計がチオグリコール酸として七・〇パーセントを超える場合は、チオグリコール酸として七・〇パーセントを超える量に相当する量に対してジチオジグリコール酸又はその塩類をジチオジグリコール酸として同量以上を配合していること。

ニホ (略)

五 薬用歯みがき類（ブラッシングにより歯を磨くこと又は洗口することを目的として製造された口腔用の外用剤）

ハ 有効成分の分量

(1) (略)

(2) チオグリコール酸系コールド二浴式パーマメント・ウェーブ用剤又はチオグリコール酸系コールド二浴式縮毛矯正剤の第一剤において、別表第四のⅠに掲げる有効成分の配合量の合計がチオグリコール酸として七・〇パーセントを超える場合は、チオグリコール酸として七・〇パーセントを超える量に相当する量に対してジチオジグリコール酸又はその塩類をジチオジグリコール酸として同量以上を配合していること。

ニホ (略)

五 薬用歯みがき類（ブラッシングにより歯を磨くことを目的として製造された口腔用の外用剤）

イ 有効成分の種類

(1) ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの
含有する有効成分の種類は、別表第五の中欄に掲げるものとする。

(2) 洗口することを目的とするもの
含有する有効成分の種類は、別表第五の二の中欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

(1) ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの
別表第六の上欄に掲げる効能及び効果については、それぞれ同表の下欄に掲げる有効成分をいずれか一種以上配合していること。

(2) 洗口することを目的とするもの
別表第五の二の中欄に掲げる有効成分を一種のみ配合していること。

ハ 有効成分の分量

(1) 有効成分の分量は、別表第五及び別表第五の二の中欄に掲げる有効成分ごとに、各表の下欄に掲げる配合量の範囲とする。

(2) (略)

ニ 用法

(1) ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの
適量を歯ブラシにとり、又は口に含み、歯を磨くものとする。

(2) 洗口することを目的とするもの
適量を口に含み、すすぐものとする。

ホ 効能及び効果

(1) ブラッシングにより歯を磨くことを目的とするもの

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第五の中欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

別表第六の上欄に掲げる効能及び効果については、それぞれ同表の下欄に掲げる有効成分をいずれか一種以上配合していること。

ハ 有効成分の分量

(1) 有効成分の分量は、別表第五の中欄に掲げる有効成分ごとに、同表の下欄に掲げる配合量の範囲とする。

(2) (略)

ニ 用法

適量を歯ブラシにとり、又は口に含み、歯を磨くものとする。

ホ 効能及び効果

I	区分	有効成分名	使用時濃度上限 (%)
	A項		

効能及び効果の範囲は、歯周炎（歯槽膿漏）の予防、歯肉（齦）炎の予防、歯石の沈着を防ぐこと、むし歯の発生及び進行の予防、口臭の防止、タバコのやに除去、歯がしみるのを防ぐこと、歯を白くすること、口中を浄化すること、口中を爽快にすること並びにむし歯を防ぐこととする。
 (2) 洗口することを目的とするもの
 効能及び効果の範囲は、口臭の防止、口中を浄化すること及び口中を爽快にすることとする。
 六〇十四 (略)
 十五 浴用剤（浴槽中に投入して用いられる外用剤）
 イ〇ハ (略)
 ニ 効能及び効果
 効能及び効果の範囲は、あせも、荒れ性、打ち身（うちみ）、くじき、肩の凝り（肩のこり）、神経痛、湿しん（しっしん）、しもやけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症及びにきびとする。
 別表第一
 一〇七十 (略)
 七十一 疎水性ゼオライト
 七十二〇百四十七
 別表第二 (略)
 別表第三

I	区分	有効成分名	使用時濃度上限 (%)
	A項		

効能及び効果の範囲は、歯周炎（歯槽膿漏）の予防、歯肉（齦）炎の予防、歯石の沈着を防ぐこと、むし歯の発生及び進行の予防、口臭の防止、タバコのやに除去、歯を白くすること、口中を浄化すること、口中を爽快にすること並びにむし歯を防ぐこととする。
 六〇十四 (略)
 十五 浴用剤（浴槽中に投入して用いられる外用剤）
 イ〇ハ (略)
 ニ 効能及び効果
 効能及び効果の範囲は、あせも、荒れ性、打ち身、くじき、肩の凝り、神経痛、湿しん、しもやけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症及びにきびとする。
 別表第一
 一〇七十 (略)
 (新設)
 七十一〇百四十六
 別表第二 (略)
 別表第三

I		区分
B項	A項	
トルエンー二・五ージアミン	硫酸二・二ー「(四ーアミノフェニル)イミノ」ビスエタノール	有効成分名
○・三	○・二	使用時濃度上限(%)

別表第三の二

V			IV	III	II		
C項	B項	A項				C項	B項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	硫酸二・二ー「(四ーアミノフェニル)イミノ」ビスエタノール	(略)
	(略)					別表第三の二参照	(略)

(新設)

V			IV	III	II		
C項	B項	A項				設(新)	B項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)
	(略)					(新設)	(略)

C項	D項	E項	F項	G項	H項
硫酸二・二ノ「(四)アミノフェニ ル」イミノ」ビスエタノール パラアミノフェノール	硫酸二・二ノ「(四)アミノフェニ ル」イミノ」ビスエタノール パラフェニレンジアミン	硫酸二・二ノ「(四)アミノフェニ ル」イミノ」ビスエタノール 硫酸トルエンー二・五ージアミン	硫酸二・二ノ「(四)アミノフェニ ル」イミノ」ビスエタノール トルエンー二・五ージアミン パラアミノフェノール	硫酸二・二ノ「(四)アミノフェニ ル」イミノ」ビスエタノール トルエンー二・五ージアミン パラフェニレンジアミン	硫酸二・二ノ「(四)アミノフェニ ル」イミノ」ビスエタノール パラアミノフェノール パラニトロオルトフェニレンジアミ ン
一・九 〇・五	〇・二 〇・五	〇・一 〇・三	〇・一 〇・七 〇・二	〇・一 〇・四 〇・七	一・一 〇・三 〇・一

I項	J項	K項	L項	M項
硫酸ニ・ニ―「(四―アミノフェニル)イミノ」ビスエタノール パラアミノフェノール パラフェニレンジアミン	硫酸ニ・ニ―「(四―アミノフェニル)イミノ」ビスエタノール パラアミノフェノール 硫酸トルエン―二・五―ジアミン	硫酸ニ・ニ―「(四―アミノフェニル)イミノ」ビスエタノール パラアミノフェノール 硫酸パラメチルアミノフェノール	硫酸ニ・ニ―「(四―アミノフェニル)イミノ」ビスエタノール トルエン―二・五―ジアミン パラアミノフェノール パラフェニレンジアミン	硫酸ニ・ニ―「(四―アミノフェニル)イミノ」ビスエタノール パラアミノフェノール パラニトロオルトフェニレンジアミン 硫酸パラメチルアミノフェノール
○・五 ○・二 一・二	○・一 ○・一 ○・六	一・九 ○・一 ○・三	○・一 一・一 ○・三 ○・七	二・二 ○・三 ○・一 ○・二

区分	I	II	N項
有効成分名	チオグリコール酸 チオグリコール酸 アンモニウム液 チオグリコール酸 モノエタノールア ミン液	五—アミノオルトクレゾール 二・六—ジアミノピリジン 塩酸二・四—ジアミノフェノキシエ タノール 五—(二—ヒドロキシエチルアミノ)—二—メチルフェノール メタアミノフェノール α—ナフトール レゾルシン	硫酸二・二—(四—アミノフェニ ル)イミノ「ビスエタノール パラアミノフェノール パラフェニレンジアミン 硫酸トルエン—二・五—ジアミン
配合量の範囲	一 チオグリコール酸系コール ド二浴式パーマメント・ウエ ーブ用剤、チオグリコール酸 系コールド二浴式縮毛矯正剤 及びチオグリコール酸系高温 整髪用アイロンを使用するコ ールド二浴式縮毛矯正剤にあ	〇・六 〇・一 〇・五 〇・五 〇・一 〇・四 〇・一 〇・九	〇・一 〇・一 〇・一 〇・一

別表第四

区分	I
有効成分名	チオグリコール酸 チオグリコール酸 アンモニウム液 チオグリコール酸 モノエタノールア ミン液
配合量の範囲	一 チオグリコール酸系コール ド二浴式パーマメント・ウエ ーブ用剤にあつては、チオグ リコール酸として二・〇%以 上十一・〇%以下

別表第四

I		区分	III		II
B項	A項		B項	A項	
(略)	(略)	有効成分名	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	配合量の範囲 (%)	(略)	(略)	(略)

別表第五

III		II
B項	A項	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

二 チオグリコール酸系加温二浴式パーマネント・ウエーブ用剤、チオグリコール酸系加温二浴式縮毛矯正剤及びチオグリコール酸系高温整髪用アイロンを使用する加温二浴式縮毛矯正剤にあつては、チオグリコール酸として一・〇%以上五・〇%以下
 三 (略)
 四 (略)

二 チオグリコール酸系加温二浴式パーマネント・ウエーブ用剤、チオグリコール酸系加温二浴式縮毛矯正剤及びチオグリコール酸として一・〇%以上五・〇%以下

I		区分	III		II
B項	A項		B項	A項	
(略)	(略)	有効成分名	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	配合量の範囲 (%)	(略)	(略)	(略)

別表第五

III		II
B項	A項	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

二 チオグリコール酸系加温二浴式パーマネント・ウエーブ用剤にあつては、チオグリコール酸として一・〇%以上五・〇%以下
 三 (略)
 四 (略)

二 チオグリコール酸系加温二浴式パーマネント・ウエーブ用剤にあつては、チオグリコール酸として一・〇%以上五・〇%以下

別表第五の二

区分	I		
	A項	B項	C項
有効成分名	塩化セチルピリジニウム	塩化ベンゼトニウム 塩化ベンゼトニウム液	トリクロサン
配合量の範囲(%)	〇・〇三以上〇・〇五以下	塩化ベンゼトニウムとして 〇・〇一	〇・〇二

別表第六

歯周炎(歯槽膿漏)の予防	(略)
歯肉(齦)炎の予防	(略)
歯石の沈着を防ぐこと	(略)
むし歯の発生及び進行の予防	(略)

(新設)

別表第六

歯周炎(歯槽膿漏)の予防	(略)
歯肉(齦)炎の予防	(略)
歯石の沈着を防ぐこと	(略)
むし歯の発生及び進行の予防	(略)

別表第七く別表十五 (略)	歯がしみるのを防ぐこと	去 タバコのやに除	口臭の防止
	表のⅧに掲げる有効成分	(略)	(略)

別表第七く別表十四 (略)	(新設)	去 タバコのやに除	口臭の防止
	(新設)	(略)	(略)